

住民監査請求（再生資源集団回収報奨金）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 28 年 3 月 17 日に提出された住民監査請求について、同年 5 月 12 日に請求人（6 人）に監査結果を通知した。（監査結果は同年同月 11 日決定）

1 請求の要旨

A住宅子供会の代表者Bは、A住宅（63 世帯）内でA住宅子供会を再生資源集団回収実施登録団体として登録し、平成 14 年 4 月～平成 28 年 3 月にかけて報奨金計 65,000 円（年額 5,000 円）と奨励品を受給した。

しかし、A住宅子供会は、平成 14 年の登録時から平成 28 年 2 月現在迄子供会の組織、会則も無い、世帯数、世帯名も不明な任意団体である。また、そのような団体であることを環境局担当者に再三再四報告してきたにも関わらず、平成 27 年 4 月に 63 世帯から 11 世帯への変更を書面での届出によらず受理しているが、子供のいる世帯は 3 世帯であった。

よって、報奨金と奨励品の受給は不正受給であり、関係職員が職務を怠ってきたことによる市の損害回復等を求める。

2 監査の対象事項

平成 14 年度ないし平成 25 年度にA住宅子供会が行った集団資源回収に相当する報奨金の支出及び奨励品の支給については、当該行為から 1 年を経過しており、住民監査請求の要件を満たさない。

A住宅子供会が平成 26 年度に行った集団資源回収に対し、平成 27 年度に報奨金を支出したこと及び奨励品を支給したことが、違法不当な公金の支出又は財産の処分にあたるかどうかを監査の対象事項とした。

3 監査の結果（棄却）

（1）監査委員の判断の要旨

本件請求では、A住宅子供会が登録要件を満たさない団体であるにもかかわらず報奨金の支出等を行った場合は、違法不当な公金の支出や財産の処分に当たると言うべきである。

要綱第 2 条（1）アに規定する住民団体たる要件は、組織や会則の有無、また団体そのものの構成員により判断するものとは規定されていない。また、同条（2）では、大阪市内の 10 以上の世帯の家庭から排出される古紙等再生資源の集団回収を定期的実施することを要件に規定している。

これらについて、環境局は、資源ごみを排出する世帯を住民団体を構成する世帯として考えているため、A住宅子供会の資源集団回収活動に協力する世帯数が要件となるが、世帯の特定に重要性はなく、登録申請書の記載内容により要件を満たすと判断している。また、環境局は、住民からの報告に対し、当該団体の代表者宅に赴き状況確認等を実施していることが確認できる。さらに、環境局は、A住宅子供会として排出する世帯数の妥当性について、一世帯平均の排出量を試算し、平成 26 年度の実績報告書に記載された回収量から、10 世帯以上が古紙等を出していたことは間違いないものと判断している。

これらの環境局の判断については、回収世帯数を 11 世帯と報告したことにつき変更手続が漏れていた点はあるが、環境局は登録申請書でA住宅子供会の排出世帯数を確認し、住民からの報告に対する状況確認を行っており、排出世帯数の実態を把握することが困難な中で、実績報告書記載の回収世帯数及び回収量から登録要件を満たすと判断が不合理とは言えず、A住宅子供会が要綱に規定されている登録要件を満たしていないとまでは言えない。

以上より、環境局職員によるA住宅子供会への報奨金の支出等が登録要件を満たさない団体に対するものとは言えず、報奨金の支出等が違法不当な公金の支出や財産の処分であるとはいえない。

（2）意見の要旨

登録要件である「住民団体」の定義や、排出世帯数の考え方が要綱上明確ではないことから、環境局は、制度の主旨に則り、個人を対象とした給付とならないよう留意し、登録申請や登録事項の変更申請の方法も含め、市民によりわかりやすい制度となるよう、他都市の状況も踏まえ、改善を検討されたい。